

令和5年度

物品 第14号

自動体外式除細動器（AED）購入（その2）

仕 様 書

おいらせ町 下明堂 外 地内

おいらせ町

本仕様書は、おいらせ町（以下「発注者」という。）が発注する自動体外式除細動器（AED）について、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名

自動体外式除細動器（AED）購入（その2）

2. 納入期限

契約締結の日から令和5年9月29日まで

3. 納入場所及び数量

No.	納入場所	所在地	数量
1	学校給食センター	おいらせ町中平下長根山 1-20	1セット
2	百石小学校	おいらせ町牛込平 20-1	1セット
3	甲洋小学校	おいらせ町一川目四丁目 6-10	1セット
4	下田小学校	おいらせ町館越 38-1	1セット
5	木内々小学校	おいらせ町染屋 101-7	1セット
9	木ノ下小学校	おいらせ町青葉六丁目 50-184	1セット
7	百石中学校	おいらせ町東下谷地 116	1セット
8	下田中学校	おいらせ町立蛇 114-3	1セット
9	木ノ下中学校	おいらせ町上久保 22-2	1セット
	数量合計		9セット

4. 規格：1セットあたり

品名	規格	数量
自動体外式除細動器 (AED)	① 自動体外式除細動器本体	1台
	② バッテリーパック	1個
	③ 成人・小児兼用パッド	1組
	④ キャリングケース	1個
	⑤ 取扱説明書（日本語）	1部
	⑥ AED設置表示シール	1枚
	⑦ レスキューキット	1式

5. 機器仕様・規格等

医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を有し、次の仕様・性能が同等もしくは同等以上のものであること。

- (1) 非医療従事者向けAEDとして医療品医療機器法等に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。

- (2) 本体及び付属品は、新品未使用であること。
- (3) 日本版救急蘇生ガイドライン2020に対応した機種であること。
- (4) バッテリー方式で作動し、バッテリーの寿命はスタンバイ状態で4年以上、ショックの回数が140回相当以上のものであること。
- (5) AEDに心肺蘇生法の手順のコーチング機能がついていること。
- (6) 傷病者がペースメーカーを使用していた場合、ペーシングパルスを解析から除去できること。
- (7) 電気ショックが必要と判断した場合であっても、傷病者の心電図に変化があった場合は、安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能を有すること。
- (8) 機器本体の電源を落とすことなく、スイッチにより「小学生～大人モード」と「未就学児モード」の切り替えが可能であること。
- (9) 心電図波形を保存できること。
- (10) AEDの使用方法がイラストで表示されており、音声聞き取りにくい場所でも使用できること。
- (11) 常に正常な状態で使用できるためのセルフチェック機能を有し、機器本体、バッテリー及び電極パッド等に異常や不具合があった場合、警告音及びインジケータにて警告する機能であること。異常内容を目視または音声により確認できること。
- (12) IEC(国際電気標準会議)規格IP55以上の防塵性及び防水性を備えていること。

6. 提出書類

提出書類	提出時期
打合簿	業務変更または確認が必要な都度
完了届	業務完了後速やかに
各施設の設置状況写真(カラー1部)	

7. 納品

- (1) 納品日は、事前に各施設と調整すること。
- (2) 納品時には各施設を訪問し、必要な機器の初期設定及び調整等を行い、機器及び使用方法の説明を行うこと。

8. 業務の完了及び支払い

- (1) 納入物品を発注者にて検査を行い、当該検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 支払いは、業務の完了後、請求書を受理した日から30日以内に受注者の指定する銀行口座へ振り込むこととする。

9. その他

- (1) AED本体の保証期間は納入日から最低5年間とし、期間内において通常使用で故障や製品自体の不具合が認められた際には、速やかに代替となる除細動器を無償で提供すること。
- (2) 納品・検品後であっても、機器等に欠陥が認められた場合は、受注者の責任とし、

無償で交換または修理すること。

- (3) 故障による修理及びAED使用後のメンテナンスが必要となった場合は、納入先の求めに応じ速やかに対応できること。
- (4) 消耗品（バッテリー・除細動パッド）の経年劣化による交換を行う際、事前に担当課に通知すること。
- (5) 各納品場所に設置している既存のAED一式（各施設1セット）は撤去することとし、適切な方法で処分すること。
- (6) 搬入、設置、取り扱い説明及び既存物の撤去・処分などの費用は、契約金額の中にすべて含まれるものとする。
- (7) 上記のほか、仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。